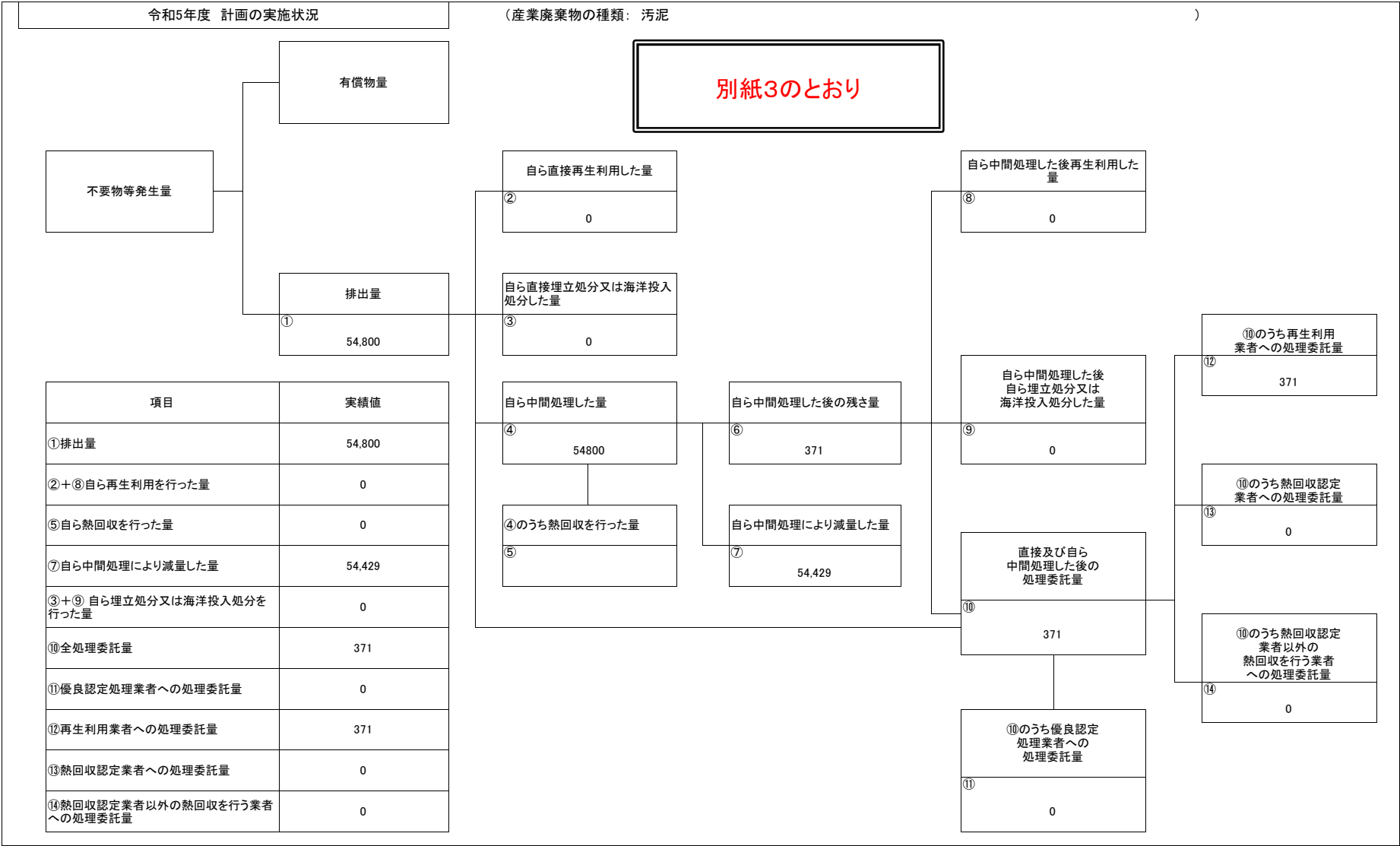


産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和6年6月4日			
広島県知事様			
提出者			
住所			
氏名			
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	広島県沼田川水道用水供給水道 坊士浄水場		
事業場の所在地	尾道市高須町1132番地の2		
事業の種類	水道事業者に対して、水道用水を供給する事業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
別紙4のとおり			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	56,800 t	全処理委託量	292 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	292 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	56,508 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙3-その1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(令和 5 年度実績)

単位:トン/年

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生 利用した量	自ら直接埋立 処分又は海洋 投入処分した 量	自ら中間処理 した量	④のうち熱回 収を行った量	自ら中間処理 した後の残さ 量	自ら中間処理 により減量し た量	自ら中間処理 した後、再生 利用した量	自ら中間処理 した後、自ら 埋立処分又は 海洋投入処分 した量	直接及び自ら 中間処理した 後の処理委託 量	⑩のうち優良 認定処理業者 への処理委託 量	⑩のうち再生 利用業者への 処理委託量	⑩のうち熱回 収認定業者へ の処理委託量	⑩のうち熱回 収認定業者以 外の熱回収を 行う業者への 処理委託量
産業廃棄物の種類														
燃え殻														
汚泥	54,800	0	0	54,800	0	371	54,429	0	0	371	0	371	0	0
廃油														
廃酸														
廃アルカリ														
廃プラスチック類														
紙くず														
木くず														
繊維くず														
動植物性残さ														
動物系固形不要物														
ゴムくず														
金属くず														
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず														
鉱さい														
がれき類														
動物のふん尿														
動物の死体														
ばいじん														
合計	54800	0	0	54800	0	371	54429	0	0	371	0	371	0	0

別紙3-その2

単位:トン/年

[illegible]

別紙 4 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和 5 年度実績)

単位:トン/年

	目標値		実績値
排出量	56,800	①排出量	54,800
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0	②自ら直接再生利用した量	0
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	⑤自ら熱回収を行った量	0
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	56,508	⑦自ら中間処理により減量した量	54,429
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	③自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0
全処理委託量	292	⑩全処理委託量	371
優良認定処理業者への処理委託量	0	⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
再生利用業者への処理委託量	292	⑫再生利用業者への処理委託量	371
熱回収認定業者への処理委託量	0	⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 4日	
広島県知事 様	
提出者	
住所	広島市中区小町1番25号
氏名	株式会社水みらい広島 代表取締役社長 坂谷 隆太
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	0848 (56) 2312 (坊士浄水場)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	広島県沼田川水道用水供給水道 坊士浄水場
事業場の所在地	尾道市高須町1132番地の2
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	水道事業者に対して、水道用水を供給する事業
②事業の規模	61,000m ³ /日 (最大)
③従業員数	21人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥 一次処理(排泥池)→二次処理(濃縮槽)→ろ過濃縮機→天日乾燥→場外排出 廃プラスチック・金属類・廃油 保管→場外排出

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

(管理体制図)

※別紙事業所の概要参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	汚 泥	廃プラスチック類
	排 出 量	54,800 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 汚 泥 汚泥発生量の安定化と抑制 廃プラスチック類 特になし		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	汚 泥	廃プラスチック類
	排 出 量	62,300 t	1 t
	(今後実施する予定の取組) 汚 泥 上記に加え一次、二次処理、ろ過濃縮、天日乾燥での脱水効果の向上を目指す 廃プラスチック類 配管施工の際に発生する廃材等を抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚 泥 上水汚泥につき特になし 廃プラスチック類 特になし
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚 泥 上水汚泥につき特になし 廃プラスチック類 特になし

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

(管理体制図)

※別紙事業所の概要参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	金属類	廃油
	排 出 量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	金属類	廃油
	排 出 量	3 t	540 L
	(今後実施する予定の取組) 金属類 修繕にて再利用できる部材を使用し発生量を抑制する。 廃油 特になし		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	54,429 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 汚泥 汚泥発生量の安定化と抑制 廃プラスチック類 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	61,964 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 汚泥 上記と共に脱水率の向上を目指す 廃プラスチック類 特になし		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属類	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 L
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属類	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 L
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属類	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 L	0 L
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 L	0 L
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属類	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 L
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 L
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	371 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	371 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 汚泥 造粒固化による改良土として活用 廃プラスチック類 特になし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属類	廃油
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 L
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属類	廃油
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 L
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属類	廃油
	全処理委託量	0 t	0 L
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 L
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 L
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 L
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 L
	（これまでに実施した取組） 特になし		

②計画	【目標】	別紙 1, 2 のとおり	
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	336 t	1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	336 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	汚泥 造粒固化による改良土として活用		
	廃プラスチック類 特になし		
※事務処理欄			

②計画	【目標】	別紙 1, 2 のとおり	
	産業廃棄物の種類	金属類	廃油
	全処理委託量	3t	540L
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0L
	再生利用業者への処理委託量	0t	0L
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0L
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0L
	(今後実施する予定の取組)		
	特になし		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

現状：前年度（5年度）実績量

計画：今年度（6年度）計画量

単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	54,800	62,300	0	0	0	0	54,429	61,964	0	0	371	336	0	0	371	336	0	0	0	0
廃油	0	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	540	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鉱さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	54800	62844	0	0	0	0	54429	61964	0	0	371	880	0	0	371	336	0	0	0	0

別紙 2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	水道事業者に対して、水道用水を供給する事業
②事業の規模	61,000m ³ /日(最大)
③従業員数	21人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥 一次処理(排泥池)→二次処理(濃縮槽)→ろ過濃縮機→天日乾燥→場外排出 廃プラスチック類、金属類、廃油 保管→場外排出

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 汚泥 汚泥発生量の安定化と抑制 廃プラスチック類・金属類・廃油 特になし
②計画	（今後実施する予定の取組） 汚泥 上記に加え一次、二次処理、ろ過濃縮、天日乾燥での脱水効果の向上を目指す 廃プラスチック類・金属類・廃油 再利用できる部材は再利用を行い、発生量を抑制する。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特になし
②計画	（今後，分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特になし

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 汚泥 汚泥発生量の安定化と抑制 廃プラスチック類・金属類・廃油 特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) 汚泥 上記と共に脱水率の向上を目指す 廃プラスチック類・金属類・廃油 特になし

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 汚泥 造粒固化による改良土として活用 廃プラスチック類・金属類・廃油 特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) 汚泥 造粒固化による改良土として活用 廃プラスチック類・金属類・廃油 特になし

1.事業所の概要

(1)事業所名

広島県広域連合企業団 沼田川水道用水供給水道 坊士浄水場

(2)従業員（職員）

21人

2.当該事業所において現に行っている事業の概要

(1)従業員

21人

(2)事業所の能力(最大)

61,000m³/日

(3)事業所の事業概要

水道事業者に対して水道用水を供給する事業

(4)排水フローシート

別紙

(5)浄水場配置図

別紙

(6)連絡先

担当者 株式会社水みらい広島
坊士事業所 坊士グループ 馬越 隆伊
電話番号 0848-56-2312

3.計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4.産業廃棄物の処理に係る管理体制に対する事項

(1)責任者及び管理組織図

統括責任者		坊士事業所所長 香川慶明	
廃棄物担当		坊士事業所 坊士グループ 馬越 隆伊	
役割	統括責任者	・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定承認	
	廃棄物担当	・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・産業廃棄物処理施設の運転維持管理 ・処理業者、再生利用者の調査選定及び管理 ・産業廃棄物管理票の交付、管理 ・監督官庁への各種報告 ・その他関係する事項	

管理組織図

社長

水道技術管理者

坊士事業所所長

坊士グループ

5.廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、再生利用に関する事項)

(1)基本的事項

- ①産業廃棄物の適正処理を確保するため関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ②発生した廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処理に至まで確認し、的確に管理する。
- ③最終処分量の削減、再生利用の拡大等についても数値目標及び、その達成時期を定め実施する。
- ④廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施する。
 - 発生抑制 ・脱水効率の向上。
 - 再生利用 ・再生利用として改良土リサイクルに活用する。

(2)廃棄物処理の現状

改良土として活用している。

6.産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

- ①原水の水質安定等、凝集工程での適正な薬品添加により汚泥発生量の抑制。
- ②脱水効率の向上による中間処理の推進。
- ③行政との連帯、業界とのネットワークを活用し(再生業者の紹介等)再生処理ルートを確保する。

7.産業廃棄物の分別

上水汚泥のみにつき、特になし。

8.産業廃棄物の再生利用に関する事項

改良土として活用している。

排水処理設備フローシート

